

## (仮称)長浦ホームらく楽新築工事 競争入札要項書

### 1. 入札に付する事項

- (1) 工事名称 (仮称) 長浦ホームらく楽 新築工事  
(2) 工事場所 愛知県知多市長浦一丁目118番、119番、126番、127番、130番、442番2  
(3) 工事内容

#### ■グループホーム新築工事

ア 施設種別・定員：認知症対応型老人共同生活援助事業・定員18名

イ 構造・規模

・木造平屋建て・準耐火構造

ウ 延床面積：564.75m<sup>2</sup>

エ 敷地面積：2109.26m<sup>2</sup>

#### ■敷地外雨水経路新設工事・改修工事

- (4) 工期 契約締結の翌日～令和8年3月25日

- (5) 予定価格 256,000,000円（税別）

- (6) 最低制限価格 有り

- (7) 支払条件 以下を上限とする

前金払：工事請負契約時 工事請負金額の30%

中間前金払：建方完了時 工事請負金額の40%

最終金払：令和8年3月末予定

※ ただし、（独）福祉医療機構からの資金交付後、補助金にて支払う場合にあっては、  
補助金交付後、遅滞なく支払うものとする。

### 2. 競争入札参加資格条件

- (1) 知多市における令和7年度競争入札参加資格建築工事の認定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後2年を経過しない者（当該事実と同一の事由により知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領に基づく指名停止を受けている者を除く。）またはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者ではないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続き開始の決定後、  
(1)に掲げる知多市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (5) 民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続き開始の決定後、  
(1)に掲げる知多市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、当該工事業について特定建設業の許可を受けていること。
- (7) 参加申込書の提出日から、本件工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく、排除措置を受けていないこと。
- (8) 平成27年4月1日以降に、国、県及び地方公共団体が発注した建築一式工事について、元請けとして完

了・引き渡しの施工実績を有すること。

(共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員又は出資の割合が20%以上の場合に限る。)

(9) 建設業法の建築工事業に係る監理技術者(同法第27条の18に規定する監理技術者資格証を有する者に限る。以下同じ。)が本工事に専任で配置できること。

(10) 公告の日から入札日までの間に知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(11) 最新の経営事項審査の総合評点について、①と②のいずれかの条件をみたし、かつ③の実績を有すること。

① 知多市に建設業法上の本店、支店を有し、建築工事一式の経営事項審査の総合評点(P)が800点以上であること。

② 知多市に隣接する市町村内(東海市、東浦町、阿久比町、常滑市)に建設業法上の本店を有し、建築工事一式の経営事項審査の総合評点(P)が900点以上であること。

③ 過去10年以内において、床面積500m<sup>2</sup>以上の社会福祉施設の施工実績を有するもの。

(12) 次に掲げるいずれにも該当する建設業法第26条に定める監理技術者を本件工事に1名専任で配置できること。

① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

② 配置予定の専任の監理技術者は、平成27年4月1日から参加申込書を提出する前日までに、元請とて完了・引き渡した(8)に掲げる工事に、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。

③ 参加申込書の提出日以前に3ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属会社の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にある者とみなす。

### 3. 入札手続等

(1) 入札参加申出書等の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和7年8月1日（金）～令和7年8月18日（月）午後3時まで

提出は郵送又は持参にて必着のこと。

イ 提出場所 〒479-0806 常滑市大谷鴨80番地18 知多学園本部事務所

担当者：川俣 健治 TEL：0569-36-7770 FAX：0569-37-2777

ウ 提出書類

・入札参加申出書（任意の様式）

・会社案内

・あいち電子調達共同システム（CALS／EC）上の、自社ページのスクリーンショット  
(A4サイズ程度)

・経営事項審査結果通知書の写し（最新の物）

・技術資料（施工実績書：契約書、規模、構造等を記入のこと。予定監理技術者の資格及び経歴書）

- ・返信用封筒（宛先記載及び簡易書留分の料金を加算したもの）

エ 提出方法

郵送又は持参にて必着のこと。

(2) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認し、令和7年8月19日（火）までに書面にて通知する。

(3) 設計図書・入札書類の交付方法

令和7年8月20日（水）に競争入札参加資格を有すると認められた者に対して、メールにて図面（PDF）・入札書類一式を交付する。

交付：名古屋市東区泉2-27-14 株式会社 三橋設計 名古屋事務所

担当：天木 順彦・森 大樹 TEL：052-937-5573 FAX：052-937-5576

E-mail : amaki@mitsuhashi-arc.com d.mori@mitsuhashi-arc.com

(4) 入札の日時、場所及び方法

ア 入札日時

令和7年9月8日（月）午前10時00分

イ 入札場所

常滑市虹の丘六丁目11番地1 こども園あるこ会議室

ウ 入札書の提出方法

入札書は、持参すること。また、入札時に委任状（代表取締役等代表権を持つ代表者からの委任）及び指定する誓約書を提出し、かつ、工事費内訳書（中項目程度）を提示すること。なお、委任状及び誓約書を提出しない者及び工事内訳書（中項目程度）を提示しない者については、入札に参加できません。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 予定価格（公表）を見積もった金額が超える場合は、入札を辞退してください。

(5) 入札の無効

公告及び入札要項書に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、入札参加申出書に虚偽の記載をした者の入札及び公正かつ適正な見積により工事費内訳書が作成されていないことが確認の結果明らかになった場合など入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

(6) 入札の執行

入札の回数は1回とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札した者が2社以上ある場合は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(8) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い、メールにて提出すること。

ア 受付期間

令和7年8月27日（水）～8月28日（木）正午まで

質疑の書式は、8月20日（水）に配布の物を使用して下さい。

質疑送信先：E-mail : amaki@mitsuhashi-arc.com d.mori@mitsuhashi-arc.com

イ 質疑回答

令和7年9月1日（月）午後3時までにメールにて行います。

#### 4. 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。

(2) 落札者が、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとする。

ア 保険会社との間に本法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 過去2年間の間に国、県及び地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 有価証券の提供

イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(4) (1)から(3)に掲げる契約の保証については、契約の締結時までに付きなければならない。

また、(2)ウに該当する場合は、契約保証金免除申請書（指定様式）を提出すること。

#### 5. その他

ア 入札参加申出書及び技術資料の作成に必要な費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された入札参加申出書及び技術資料は、この工事の競争入札参加審査以外の資料として使用しない。

ウ 提出された入札参加申出書及び技術資料は返却しない。

エ 契約書は、落札者が作成し、収入印紙は双方が負担する。契約は民間（七会）連合協定工事請負契約約款による。